

# ○東京藝術大学体育館使用規則

昭和55年5月15日  
制 定

改正 平成4年7月6日 平成11年4月15日  
平成13年3月27日 平成16年4月1日  
平成20年4月15日 平成22年3月5日  
平成25年10月24日 平成27年5月14日  
令和7年3月27日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学体育館（以下「体育館」という。）は、本学における保健体育科目の教育・研究及び本学の行事に使用するほか、学生の課外活動等に使用するものとし、その使用に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(使用者)

第2条 体育館を使用することができる者は、本学の学生及び役職員とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、本学以外の者に体育館の使用を許可することができる。

(開館時間及び休館日)

第3条 体育館の開館時間及び休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後8時まで

(2) 休館日 土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

開学記念日 10月4日

冬季休業（日程は別に定める）

2 学長が必要と認めるときは、前項に規定する開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用の範囲)

第4条 体育館を使用することのできる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事（教育担当）が承認した学生の体育系サークルの課外活動

(2) 本学が承認した職員の体育系同好会の部活動

(3) 学生及び職員のレクリエーション

(4) その他本学が認める行事

(使用手続き及び許可)

第5条 前条第1号及び第2号に規定する目的のために体育館を使用しようとする者は、所定め期日までに体育館使用計画書を学生課へ提出し、理事（教育担当）の許可を受けなければならない。

2 前条第3号及び第4号に規定する目的のために体育館を使用しようとする者は、使用する3日前までに体育館使用願を学生課に提出し、理事（教育担当）の許可を受けなければならない。

(連絡調整)

第6条 理事（教育担当）は、前条の規定により体育館の使用を許可する場合には、体育館関係職員と連絡調整の上、許可するものとする。

(遵守事項)

第7案 体育館を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用し、又は転貸しないこと。
- (2) 体育館の備品又は用具等（以下「用具等」という。）を許可なく使用しないこと。
- (3) 用具等を使用したときは、必ず元の位置に戻すこと。
- (4) 体育館の室内には、土足で入室しないこと。
- (5) 喫煙は、所定の場所以外で行わないこと。
- (6) 使用後は、必ず清掃すること。
- (7) 用具等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに届け出ること。
- (8) 使用者は、理事（教育担当）の定める注意事項又はその指示に従うこと。

(使用禁止)

第8条 理事（教育担当）は、使用者が前条に規定する遵守事項に違反したときは、その使用を禁止することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意に設備又は用具等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、理事（教育担当）が別に定める。

附 則

この規則は、昭和55年5月15日から施行し、昭和55年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年7月6日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。